

## 白老町アイヌ施策推進地域計画

令和元年9月20日認定（令和3年9月6日変更認定）

変更後	変更前
<p>1～5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1) 文化振興事業 事業内容：4-1及び4-2と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：<u>142,420</u>千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：<u>634,716</u>千円</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：<u>296,219</u>千円</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1) 文化振興事業 事業内容：4-1及び4-2と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：139,534千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：643,634千円</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：291,237千円</p> <p>7～10 (略)</p>

## アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称  
白老町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称  
北海道白老町
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

白老町においては、町名である「白老(シラウ・オ・イ：虻の多き処)」をはじめ、「社台(シャ・タイ・ペツ：浜側の林の川)」や「ポロト(ポロ・ト：大きい沼)」などアイヌ語由来の地名が多く残されているとともに、安政四(1857)年時点で、町内白老地区において39戸(209人)、社台地区において7戸(23人)、竹浦地区において38戸(171人)、虎杖浜地区において3戸(10人)からなるコタンがあったとされ、歴史的にアイヌ文化やアイヌの方々と関わりが深い地域である。

白老町には、昭和23年4月に白老アイヌ協会(令和元年に一般社団法人化)が、昭和45年6月には白老民族芸能保存会がそれぞれ設立され、地域のアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、白老生活館や、白老中央生活館などを活動の主な拠点として、民族衣装の展示や伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ民族の歴史と文化の発信を行ってきた。

また、白老町はアイヌ民族文化伝承の里として知られ、祖先伝来の固有文化を後世に伝えていくため、昭和40年にポロト湖畔に「ポロトコタン」が創設された。

ポロトコタンにおいては、アイヌ民族伝統の宝物、家屋、手工芸、儀式などの文化遺産を全道各地から収集・展示し、アイヌ民族の歴史と文化に対する正しい知識と理解を得ることを目的として、昭和42年6月に町立白老民俗資料館が開設されたのち、昭和51年9月に設立した財団法人白老民族文化伝承保存財団(平成2年4月に財団法人アイヌ民族博物館と改称)により、昭和59年4月には、国内唯一のアイヌ民族の歴史と文化を総合的に扱う博物館としてアイヌ民族博物館が開設されるなど、町内ではアイヌ民族の歴史や文化を身近に学ぶ環境の充実が図られてきた。

また、今日の白老の基礎を築き上げたアイヌの方々との深い関わりから、アイヌ文化の振興をまちづくりの施策の一つとしている白老町は、全町民がアイヌ民族とその変革の歴史を正しく認識できる社会の創造に努め、アイヌ民族の尊厳と自立を回復するとともに、アイヌ民族の歴史と文化を次の世代、未来の子どもたちに引き継ぐために、中長期的な展望に立ったアイヌ施策の総合的指針である「白老町アイヌ施策基本方針」を、全国の自治体に先駆け平成19年9月に策定し、基本方針に掲げる「アイヌ民族の誇りを高める」「全町民がアイヌ民族への

正しい認識と理解を深める」「互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める」「多文化共存による地域の繁栄を推進する」目的を達成し、多文化共生のまちづくりを実現するため、様々な施策に取り組んでいる。

このように、行政と一般社団法人白老アイヌ協会などアイヌ関係団体が連携したこれまでの施策推進の結果、町内でアイヌ民族の歴史や文化を学ぶ機会は相当程度あり、町民の関心は高まりつつあるものの、各団体会員の高齢化や経済的理由等により文化伝承活動に専念することができないなど、地域におけるアイヌ民族の伝統及びアイヌ文化の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

また、アイヌ関係団体の活動拠点となっている、白老生活館や白老中央生活館など町内8生活館や、旧社台小学校については、近年老朽化が進み、日常的な使用にも支障を来しており、利用者からの改修の要望も多い。さらには、2020年7月に開業したウポポイ(民族共生象徴空間)のPRやアイヌ民族の歴史と文化の理解促進に取り組むほか、ウポポイ開業にあわせて多くの来訪者を受け入れ、町内への回遊性を高めるために、町内各地区とウポポイ周辺エリアを結ぶ公共交通の充実、ウポポイの背後に広がるポロト自然休養林や、本町の歴史における和人とアイヌ民族の共生が育まれてきた史跡白老仙台藩陣屋跡などと、アイヌ文化をはじめとした地域資源を活用した、来訪者受入のための誘客プログラムの造成・新商品開発やおもてなし体制の整備、ウポポイをはじめ町内各観光スポット等を安心して周遊可能となるよう、各施設の環境・体制整備を図るとともに、外国人をはじめとした来訪者の急増に対応するため、白老駅前をはじめ町内各地区におけるインフォメーション機能の充実を図る必要がある。

平成18年から、他の地域より先行して、伝統的生活空間(イオル)の再生事業に着手しており、一般社団法人白老モシリが活動の中心となって、町内のポロト地区・森野地区・ヨコスト地区などにおいて、オヒョウ・ガマ・アワ・ヒエ・ハマヒルガオなどの自然素材の育成を実施するとともに、町内の小中学生やその保護者、地域住民等を対象とした、山・川・海の幅広い自然環境を活用する体験交流事業を実施してきたところである。

これらについては、当町におけるアイヌ文化振興事業の中核をなすものであり、育成された自然素材が体験交流事業に活用されるなど、地域における好循環が見られることから、引続き事業の継続を図るものである。

#### ※アイヌ関係団体

- ・一般社団法人白老アイヌ協会(設立：昭和23年4月、代表者：山丸和幸、会員数：235名)
- ・白老民族芸能保存会(設立：昭和45年6月、代表者：長谷川邦彦、会員数：30名、ユネスコ無形文化遺産登録「アイヌ古式舞踊」保護団体)
- ・一般社団法人白老モシリ(設立：平成21年3月、代表者：加藤忠、会員数：136名)

- ・刺繍サークル テケカラペ(設立：平成11年4月、代表者：山崎シマ子、会員数：7名)
- ・刺繍サークル フッチコラチ(設立：平成9年4月、代表者：岡田育子、会員数：16名)
- ・刺繍サークル チシポの会(設立：平成13年5月、代表者；石井シゲ、会員数：5名)
- ・刺繍サークル エミナの会(設立：平成25年5月、代表者；菅野節子、会員数：7名)

※アイヌ文化等関連施設

◆生活館(8館)

現況：古式舞踊活動、刺繍サークル活動など、地域住民の交流の場となっている。

- ・社台生活館  
所在：白老町字社台92番地1  
設置：平成8年3月
- ・白老生活館  
所在：白老町高砂町2丁目3番36号  
設置：昭和37年6月
- ・白老中央生活館  
所在：白老町大町3丁目7番14号  
設置：昭和52年9月
- ・川沿生活館  
所在：白老町川沿2丁目4番20号  
設置：昭和63年12月
- ・萩野生活館  
所在：白老町字萩野310番地117  
設置：昭和60年11月
- ・北吉原本町生活館  
所在：白老町字北吉原86番地17  
設置：昭和38年12月
- ・竹浦生活館  
所在：白老町字竹浦198番地27  
設置：平成4年3月
- ・虎杖浜生活館  
所在：白老町字虎杖浜65番地1  
設置：平成9年3月

◆白老イオル事務所「チキサニ」

現況：白老地区におけるイオル事業の推進拠点として設置。年間を通じた体

験事業のほか、刺繍サークルの作品展示など、アイヌ文化について見て・触れて・学ぶことのできる場となっている。

◆民族共生象徴空間運営本部活動拠点「旧社台小学校」

現況：ウポポイ(民族共生象徴空間)の運営主体である(公財)アイヌ民族文化財団の、白老地区における開設準備拠点として設置。年間を通じた伝承の担い手育成のほか、多数にわたる収蔵物の保管などを進めている。

◆白老アイヌ民族記念広場、アイヌ碑

所在：白老郡白老町高砂町2丁目367番1

現況：平成17年8月設置。明治初期からアイヌ子弟が教育を受けた北海道庁立白老第二尋常小学校が設置された後、戦前(大正)から戦後(昭和)にかけて、アイヌをはじめ地域住民に献身的な医療活動を捧げた故高橋房次医師の病院(高橋医院)跡地に、先人の功績を伝えるアイヌ碑とともに整備され、以来、毎年先祖供養祭が開催されるなど、アイヌ民族の心の拠り所として親しまれている。

※その他の施設

◆仙台藩白老元陣屋資料館

所在：白老町陣屋町681番地4

現況：昭和59年10月設置。史跡の絵図面や古文書、武具のほか、アイヌ文化関連の資料・民具などを所蔵し、幕末の白老におけるアイヌ民族と和人の共生をはじめとした、蝦夷地の歴史を伝える。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

次世代へのアイヌ民族の歴史と文化の承継を確実なものとするために、地域に存するアイヌの歴史と文化を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活性化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
KPI	イオル事務所「チキサニ」利用者数	アイヌ料理やアイヌに縁のある食材を用いた郷土給食提供食数	①アイヌ文化プロモーションイベント来場者数 ②アイヌラッ	生活館利用者数

			ピングバス利用者数 ③町内で安心して医療を受けることができると感じている割合	
令和元年度 (基準年度)	3,000人/年間	1,960食/年間	① 1,000人/年間 ②32,000人/年間 ③ 9.4%	26,500人/年間
令和2年度	3,500人/年間	2,940食/年間	① 1,200人/年間 ②37,200人/年間 ③ 9.4%	27,000人/年間
令和3年度 (中間目標)	4,000人/年間	3,920食/年間	① 1,500人/年間 ②38,500人/年間 ③ 13.0%	27,500人/年間
令和4年度	4,500人/年間	4,900食/年間	① 1,700人/年間 ②39,800人/年間 ③ 13.0%	28,000人/年間
令和5年度 (最終目標)	5,000人/年間	5,880食/年間	① 2,000人/年間 ②41,100人/年間 ③ 16.0%	28,500人/年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

###### ■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業

普及啓発・情報発信を行うイオル事務所の運営をとおしたアイヌ文化の普及啓発、アイヌ民族の伝統的文化活動を行う際に必要な自然素材の栽培・育成、植栽物の維持管理等を行う。

###### ■アイヌ文化保存・伝承活動推進事業

アイヌ関係団体等による、地域のアイヌ文化の価値を高める商品開発や次代に継承するための人材育成(伝統手工芸の担い手や文化伝承者、自然ガイド)など、アイヌ文化の保存・伝承を目的とした活動を推進する。

###### ■慰霊施設周辺環境整備事業

ウポポイの中核施設の1つである慰霊施設は、墓所・慰霊行事施設・モニュメントにより構成されており、そのうち、慰霊施設東側に配置されるモニュメントについては、先人の慰霊のためウポポイを訪れる、各地のアイヌの方々の心の拠り所となっている。

一方、モニュメントの周辺(白老町管理地)においては、雑木が多数繁茂してきたことにより施設の管理上支障が生じていることから、支障箇所(樹木の除去)を行い、慰霊施設の周辺環境を改善することにより、将来にわたり尊厳ある慰霊の実現を図る。

#### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

##### ■アイヌ伝統等普及啓発事業

幅広い世代の地域住民を対象とした、アイヌ文化体験事業(アイヌ語、木彫、舞踊、料理)のほか、町内小中学校における、アイヌ文化体験事業及び地場産品を活用した郷土給食を行う。

##### ■アイヌ文化理解促進事業

令和2年7月12日に開業したウポポイは、目標来場者数が年間100万人であることから、内外から多くの旅行客がウポポイ及び町内の各施設を訪問することが予測される。こうした状況に鑑み、できる限り多くの町民がウポポイを自ら体験した上で、地域として円滑な旅行客の受け入れを進めていく必要がある。これを踏まえ、町民が開業初年度においてウポポイを訪問する際の入場料について、町として支援する。

##### ■アイヌ文化教育推進事業

ウポポイを身近な施設として地元高校に在学する生徒に親しみを感じてもらい、高校期におけるアイヌ文化の理解を促進するため、事前・事後学習を含めたウポポイにおけるアイヌ文化の学習及び体験学習の機会を創出する。

#### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

##### ■アイヌ文化関連の観光プロモーション・商品開発事業

道内外における、ウポポイ(民族共生象徴空間)及びアイヌ文化PRのためのプロモーションを行い誘客促進を図る。

ポロト自然休養林や仙台藩白老元陣屋跡などの地域資源とアイヌ文化を活用した、独自性の高い魅力的な観光プログラムの造成・新商品開発を行うとともに、アイヌ文様をはじめとした地域アイヌ文化の知的財産保護制度の確立を進める。

来訪者がウポポイをはじめ町内の周遊が容易となる観光循環バス運行事業に取り組み、地域の活性化を図る。

##### ■食による来訪者おもてなし体制整備事業

ウポポイ開設等に伴い、急増する観光客をはじめとした来訪者に喫食機会を安定的に提供するため、町内関係団体等との連携による、ウポポイ施設内外におけるキッチンカー・テント等を活用した飲食物提供を支障無く行うための体制を整備するとともに、来訪者向けおもてなしイベントを開催する。

##### ■来訪者受入のための医療体制整備事業

ウポポイ開設等に伴い、急増する観光客をはじめとした来訪者を支障無く受入可能とし、急病人等が発生した際に迅速な医療サービスが提供可能とな

るよう、必要な医療スタッフの確保・多言語対応等、体制整備を行う。

■アイヌ文様ラッピングバス運行事業

各地区生活館(地域住民交流の場)等を拠点に、アイヌの人々をはじめとした地域住民や本町来訪者の交通利便性を確保する、バス運行事業を行う。

■公共交通利便性向上のための受入体制整備事業

ウポポイ開業に伴い急増する公共交通(JR)利用者に、ウポポイへのスムーズな移動が可能となるよう、駅連絡通路に臨時改札を設置(人員配置)し、来訪者への利便性を確保する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■生活館改修・交流事業

白老民族芸能保存会等、アイヌ関係団体の活動拠点となっている町内8生活館の改修を計画的に行うとともに、生活館を拠点とした各地区におけるコミュニティ活動に対する支援を行う。

■アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業

アイヌ子弟をはじめとした町内小中学生の継続的な学力向上を目的とした、学校授業や放課後学習における支援員の配置等、効果的な学習支援を行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付)

事業費：142,420千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付)

事業費：634,716千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付)

事業費：296,219千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性(第1号基準)



「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

- 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ民族の歴史と文化を次世代に確実に継承することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。
- 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ民族の歴史と文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験する機会を創出することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。
- 4-3に記載する事業は、ウポポイ(民族共生象徴空間)及びアイヌ民族の歴史と文化と地域資源のPRなど観光活性化を実施することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。
- 4-4に記載する事業は、アイヌ民族の高齢者などが行うコミュニティ活動への支援や活動環境の改善、生活環境の向上等を図ることにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性

4の事業については、アイヌ伝統等普及啓発事業(郷土給食)、アイヌ文化理解促進事業、アイヌ文化教育推進事業、アイヌ文化関連の観光プロモーション・商品開発事業、来訪者受入のための医療体制整備事業、生活館改修・交流事業、アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業については白老町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

また、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業及び郷土給食を除くアイヌ伝統等普及啓発事業は一般社団法人白老モシリへの委託、アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業は一般社団法人白老アイヌ協会への委託、食による来訪者おもてなし体制整備事業、公共交通利便性向上のための受入体制整備事業は一般社団法人白老観光協会への委託、アイヌ文様ラッピングバス運行事業は株式会社道南バス及び白老観光バス株式会社への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込められるものであること(第3号基準)

- 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である白老町アイヌ総合政策課・企画課・経済振興課・農林水産課・教育委員会学校教育課及び生涯学習課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である白老町アイヌ総合政策課・企画課・経済振興課・農林水産課・教育委員会学校教育課及び生涯学習課が特定もしくは想定している事業者からのヒアリング等を踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、一般社団法人白老アイヌ協会ほかアイヌ関係団体など地域住民と意見交換の機会を設け、意見を聴取したが反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIであるイオル事務所「チキサニ」利用者数、アイヌ料理やアイヌに縁のある食材を用いた郷土給食提供食数、アイヌ文化プロモーションイベント来場者数、アイヌラッピングバス利用者数、町内で安心して医療を受けることができると感じている割合、生活館利用者数について、実績値を公表する。

また、白老町アイヌ施策推進本部による目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度4月に白老町アイヌ施策推進本部による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

本町は、北海道の南西部、胆振管内の中央に位置し、東は苫小牧市、西は登別市、北は伊達市及び千歳市に隣接し、南は太平洋に面しており海岸線の延長は28km、水量豊かな河川地域の平野部に市街地が形成されている。

北西から北東にかけては山岳地帯で、そのほとんどが支笏洞爺国立公園に属している。

森林面積は33,772haで森林率は79%となっており、そのうち約68%が町北部から国立公園を含む国有林で占められている。その他の地域に点在する民有林は9,984haで、約29%に過ぎない。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウをはじめとする各種の生活用具を、周辺の森林から採集した樹木の枝や幹等の林産物を原料として制作してきた。

こうした林産物の採集は、入山や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者の了承を得たうえで採集が行われてきた。

しかしながら、高齢化が進展し、住居から離れた民有林まで林産物を採集に行くことが困難になりつつある中、近隣の国有林野で採集できるようにならないかとの要望が、アイヌの人々から出されていた。

今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への承継を図る方針である。

② 当該事業により採集する林産物の種類、使用目的及び概ねの数量

- ・ヤナギ(枝)：イナウの材料、約50本
- ・ミズキ(枝)：イナウの材料、約50本
- ・キハダ(枝)：イナウの材料、約50本
- ・ハシドイ(枝)：イナウの材料、約50本
- ・エンジュ(枝)：イナウの材料、約50本
- ・アオダモ(枝)：パスイの材料、約50本
- ・イタヤカエデ(枝)：パスイの材料、約50本
- ・エリマキ(枝)：パスイの材料、約50本
- ・イチイ(枝)：パスイの材料、約50本
- ・ニワトコ(枝)：パスイの材料、約50本
- ・オヒョウ(樹皮)：樹皮衣の材料、約50本
- ・シナノキ(樹皮)：樹皮衣の材料、約50本
- ・シラカバ(樹皮)：樹皮衣の材料、約50本

③ ②の林産物を採集する場所及び管轄する森林管理署の名称

- ・場所：白老町内 国有林野
- ・管轄：胆振東部森林管理署

④ 予定する契約者

白老町

⑤ 予定する共用者

白老町内に居住する者であって、イナウなどの祭事品や伝統工芸品・民具の作成、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等

(個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する)

⑥ 管轄する森林管理署との事前調整状況

8月26日に、白老町から計画の概略を説明し、内容について了解を得ている。

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

アイヌの人々にとってさけは、カムイチュプ(神の魚)・シペ(主要な食べ物(魚))として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。さけが遡上する白老川や敷生川、アヨロ川沿いのコタンでは、マレク等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に捕れたさけをカムイに捧げる儀式である「ペッカミノミ(新しいさけを迎える儀式)」が行われていた。

白老町では、こうしたアイヌの人々において受け継がれてきた儀式等を保存・継承し、儀式等に関する知識の普及啓発を行うため、平成元年にペッカミノミを復活させ、以後、毎年継続して実施している。

このペッカミノミは、毎年9月の第2日曜日に白老川の河川敷で行っており、儀式のほか国指定重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊が披露され、町民がアイヌの精神文化に触れる貴重な機会となっているところであり、今後も継続し実施していく方針である。

また、平成22年度からは町内小学校と連携し、アイヌ民族の伝統的漁法であるマレク漁を地域の子ども達に体験してもらい、食を通じたアイヌ文化の伝統と命の大切さを学ぶ「川のイオル」を実施してきており、引続きアイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

一般社団法人白老モシリ(住所：白老郡白老町末広町2丁目6番4号、代表者氏名：加藤忠)

白老町

③ 採捕の区域

白老町ウヨロ川の新ウヨロ橋から上流3kmまでの区域(別添位置図参照)

④ 採捕の期間

10月中旬から11月中旬(30日間)

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

さけ100尾

⑥ 使用漁具(別添資料参照)

(1)種類：マレク、規模：長さ2m、数：3、漁法：かぎ漁

(2)種類：ラオマップ、規模：縦0.67m、横2.8m、高さ0.67m、数：1、  
漁法：やな漁

(3)種類：流し網、規模：長さ4.5m、高さ1.2m、網目71.5mm、数：1、  
漁法：流し網漁

⑦ 採捕従事者

加藤忠(採捕責任者)ほか数名程度

白老町長(採捕責任者)が別に定める者(数名程度)

⑧ 使用船舶

なし

⑨ (一社)胆振管内さけます増殖事業協会との事前調整状況

11月4日に計画の概略を説明し、内容について了承を得ている。